

新型コロナウイルス感染症対策本部 情報連絡会議

日時：令和2年2月25日（火） 午後1時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
※各総合事務所等とテレビ会議を接続

**出席：知事、副知事、統轄監、
交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、
福祉保健部、子育て・人財局、衛生環境研究所、商工労働部、
教育委員会、病院局、
幹事（農林水産部次長、危機管理副局長、広報課長、人事企画課長、
市町村課長、病院局長）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、
日野振興センター、鳥取市保健所
アドバイザー（大学関係、医療関係）**
※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

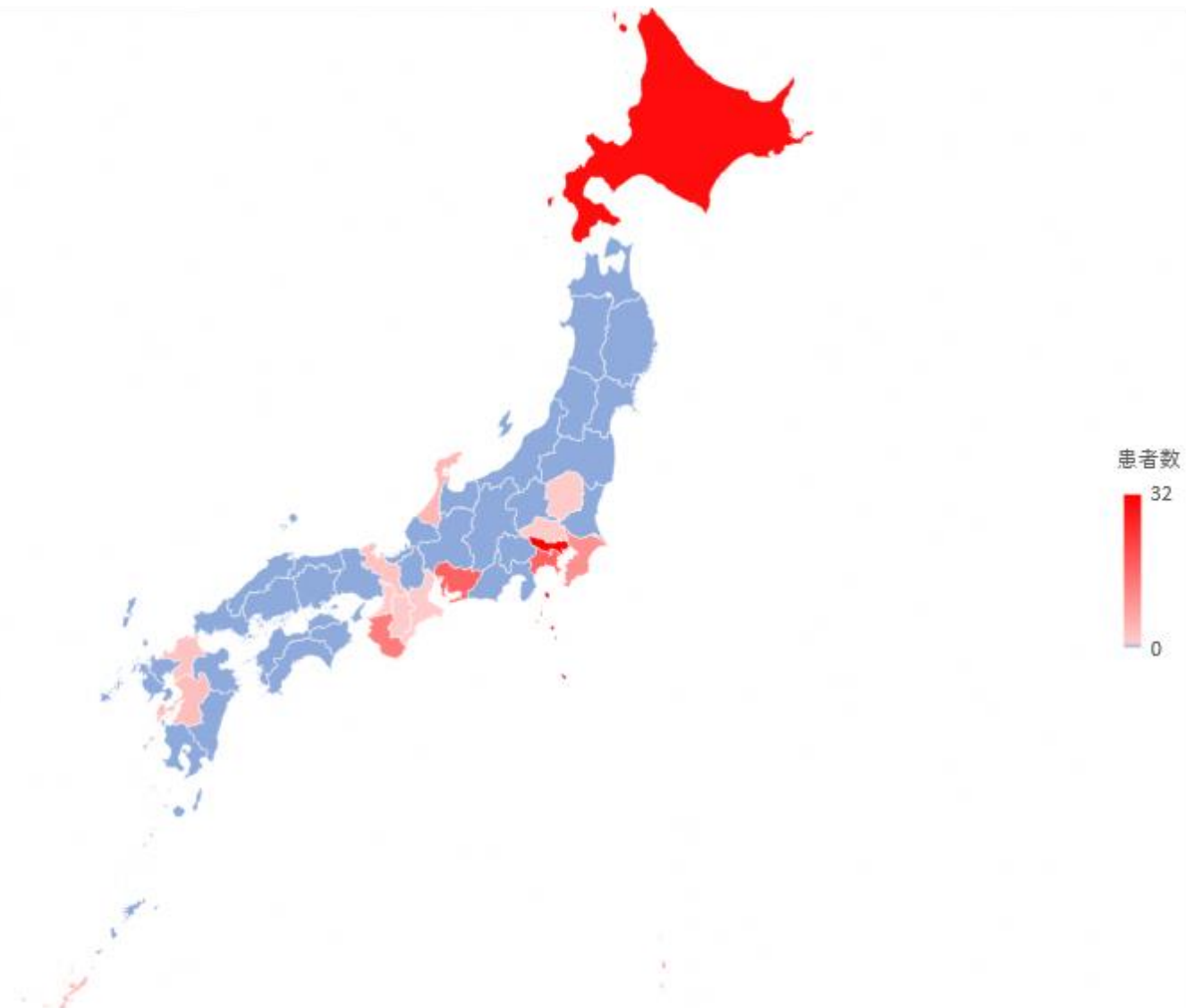
- 1 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」と本県の対応方針について
- 2 その他

国内における患者発生数

(2月24日21:00本県把握分)

国内における新型コロナウイルス感染症 患者発生状況

都道府県	患者数
北海道	30
栃木県	1
埼玉県	1
千葉県	10
東京都	32
神奈川県	17
石川県	4
愛知県	17
三重県	1
京都府	2
大阪府	1
奈良県	1
和歌山県	13
福岡県	2
熊本県	3
沖縄県	3
小計	138



※クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」691名、チャーター便14名を除く
➡下船された本県在住者4名への支援、健康状況の確認を実施中

国の『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』概要No. 1

1 現在の状況と基本方針の趣旨

- 国内の複数地域で、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生している。
- 一部地域には、小規模患者クラスター(集団)が把握されている。
- この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。
- 国民へのお願い
 - ・医療機関へのむやみな受診や、感染しやすい環境に行くことを避けること。
 - ・手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えること。
やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用すること。

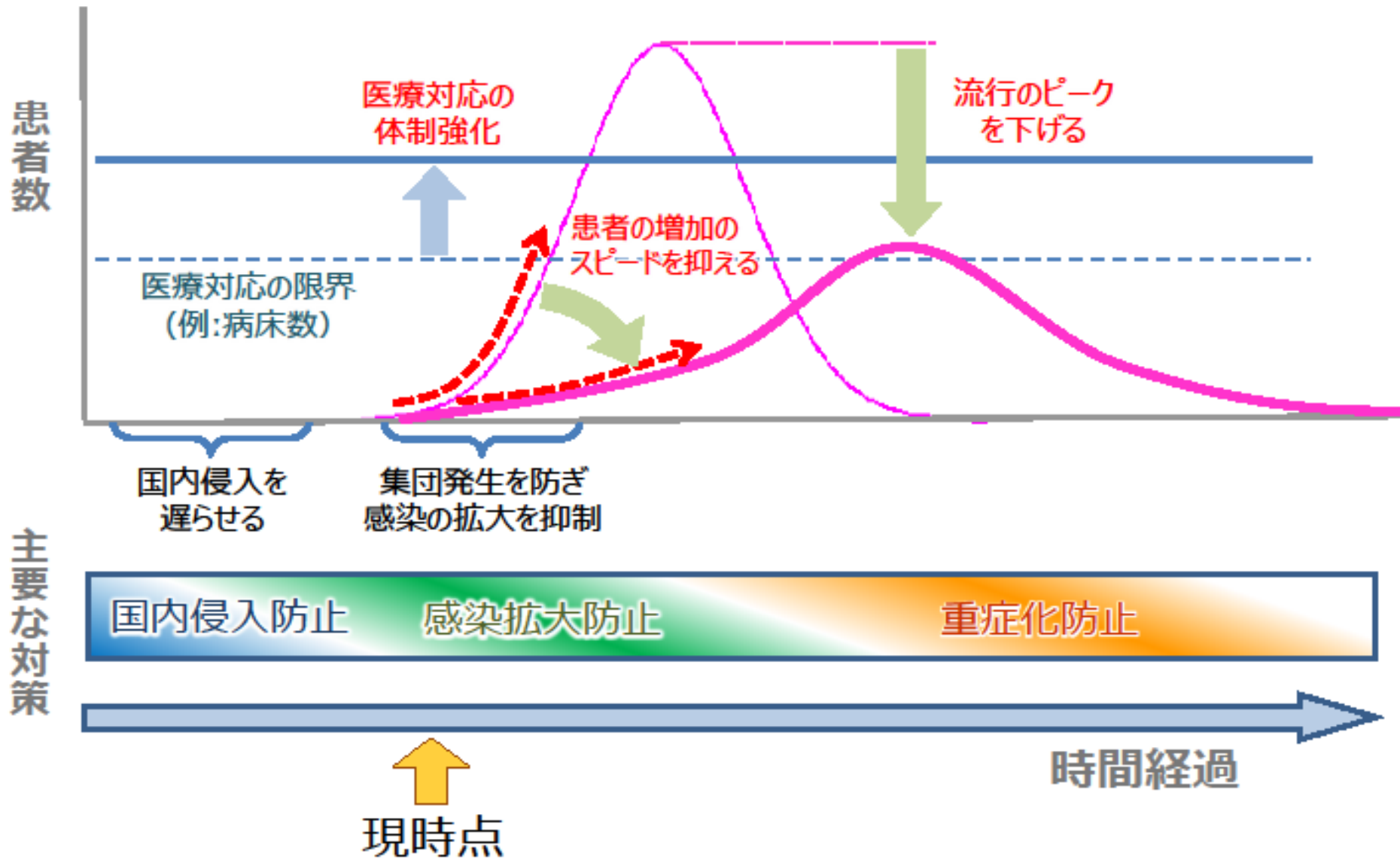
2 現時点で把握している事実

- 空気感染は起きていないと考えられる。
- 閉鎖空間において 近距離で多くの人と会話する等の環境下では、咳やくしゃみ等がなくても感染するリスクがある。
- 多くの事例では感染者は 周囲の人にほとんど感染させていない。
- 一方、一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある。
- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いたるさ(倦怠感)を訴える人が多い。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。
- 高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

3 現時点での対策の目的

- 患者の増加スピードを可能な限り抑制し、感染拡大防止策として流行の規模を押さえる⁴。

新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方）



4 基本方針の重要な事項（今後取り組むべき事項）

（1）国民・企業・地域等に対する情報提供

- ・ 正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
- ・ 企業に対して、発熱等の風邪症状が見られる職員の休暇取得の勧奨等と呼びかける。
- ・ イベント等の開催は一律の自粛要請は求めない。開催の必要性を検討することを要請する。
➡（本県における対応）
 - ・ 新型コロナウイルス特設ページにて情報提供、新聞広告などの広報を引き続き実施。
 - ・ 県内中小企業などを対象にセミナーを実施、チラシを作成して呼びかけ
 - ・ 県主催イベントの対応方針決定済み

（2）国内での感染状況の把握

- ・ 地域で患者が継続的に増えた場合は、要入院肺炎患者の治療に必要なPCR検査に移行する。
➡（本県における対応）
 - ・ 保健所での疫学調査の動員体制整備済み
 - ・ 県衛生環境研究所において検査体制を整備済み
 - ・ 鳥大へPCR検査機器を配備する。

（3）感染拡大防止策

- ① 今後、地域で患者が継続的に増えた場合は、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
- ② その際、学校等の感染対策の方針提示、臨時休業等について都道府県等から設置者等に要請する。
➡（本県における対応）
 - ・ 県立高校については、患者発生時は6日間の学級・学年閉鎖などの臨時休業を行う。
 - ・ 私立学校は、県教育委員会の取り扱いに準じるよう要請する。

(4) 医療提供体制

- ①今後、地域で患者数が大幅に増えた場合は、一般の医療機関で、感染対策(診療時間や導線の区分等)を講じた上で、疑い患者を受け入れる。

➡ (本県の対応案)

- ・一般診療所にも感染している者が受診する可能性はありえることから、感染防止対策(玄関掲示用チラシやマニュアル等)を近日、配布予定。
- ・県医師会等とのプロジェクト会議や地区医師会との協議を通じて受診体制を準備する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者等は、より早期・適切な受診につなげる。

➡ (本県の対応案)

- ・県内で患者が増加した場合は、速やかに対応を変更し、県民・医療機関に周知する。

風邪症状のない高齢者等は、電話による診療と処方箋発行などの体制を構築する。

➡ (本県の対応案) 今後、国からの通知がありしだい、医療機関や県民へ周知する。

- ②病床や人工呼吸器等の確保、医療機関の役割分担などの入院医療提供体制を整備する。

➡ (本県の対応案)

- ・新型インフルエンザ対策で整備した人工呼吸器等では不足しないか感染症指定医療機関、協力医療機関を対象に調査し、結果により対応を検討する。

- ③院内感染の更なる徹底と感染制御に必要な物品を確保

➡ (本県の対応案)

- ・一般の医療機関も含め不足している物品の調査を継続し、県備蓄物品を提供する。

- ④高齢者施設等で発生した場合は、感染拡大防止策を徹底する。

➡ (本県の対応案)

- ・事案発生時は、施設側へ各福祉保健局から職員を派遣し感染拡大防止を図る。

(5) 水際対策

- ・ 現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

(6) その他

- ① マスク、消毒液等の増産や供給
- ② 消費者、事業者に過剰在庫のないよう呼びかけ
- ③ WHOや諸外国の対応状況等の情報収集
- ④ 中国からの一時帰国児童生徒の受け入れといじめ防止
- ⑤ 空港、港湾、医療機関等でのトラブル防止のため、必要に応じ警戒警備を実施
- ⑥ 混乱に乗じた各種犯罪の抑止と取締り徹底

5 今後の進め方

- ・ 国の各府省が連携の上、対策の詳細を示す。

イベントへの対応

【イベントへの対応(現時点)】

1. 2月20日厚生労働省メッセージから変更なし

2. 県主催イベントへの対応
 - (1)2月21日時点で、3月末までのイベント情報を集約
 - (2)2月21日に全庁に次のとおり通知
 - ①一律中止ではなく、厚生労働省メッセージを踏まえ個別に判断
 - ・感染機会を減らす工夫を講じる
 - ・風邪症状のある者を参加させない
 - ・参加者の年齢層や属性
 - ②規模の大きなイベントは、危機管理局において適宜開催方針を確認し、開催を行うかどうかも含め対応を協議・決定

イベントへの対応

【イベントへの対応（県内で患者クラスター（集団）が発生している恐れ）】

○患者クラスター（集団）が発生している

おそれがある場合には、

確認された患者クラスター（集団）に関する施設の

休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

危機管理局の対応

○即応体制の強化

・土曜日、日曜日の即応できる体制とする。

- ① 防災当直(2名)に加え、正職員1名を配置し、情報収集体制を強化
 - ② 緊急な会議の開催に備え、各部局に対して緊急登庁できる者の指定を依頼済
- ・夜間については、緊急な対応が必要になった場合は、待機班が緊急参集できる体制を構築済

○県民への情報提供

・令和新時代創造本部、福祉保健部と連携し、各種情報媒体により県民への迅速かつ正確な情報提供を実施

県ホームページ、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび、とりったー、モバイル・携帯電話向けサイト

○WEB会議システムの運用体制の構築

・事態の進展に応じて、非接触型会議が開催できるよう運用体制を構築

交流人口拡大本部の対応等

項目	対策内容
観光・宿泊施設、渡航者等への情報提供(注意喚起)	<p>(1) 県内の観光施設、宿泊施設、旅行会社等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な予防策(マスク、手洗い等による感染対策) ・外国人観光客の受入れ等にあたり、咳や発熱等の症状がある場合の対応 ・発熱時の相談窓口及び疑い患者の受入れ体制 <p>(2) パスポート交付窓口(県庁、中部、西部)及び旅行会社販売窓口でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への渡航自粛、渡航時の注意事項 等 <p>(3) 空港でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航時の注意事項、咳や発熱等の症状がある場合の対応 <p>⇒ 県内での患者発生等新たな局面に移行した場合、上記の関係機関に対して、適切な対応を講じるよう再度依頼し、万全の体制で取り組んでいく。</p>
県内の観光イベント等への対応	<p>(1) イベント等の実施にあたっては、感染防止拡大の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ判断いただくよう、観光連盟から会員(企業・市町村等)に周知を行った。</p> <p>(2) 中止情報は、とりネットトップページ及び観光連盟HPで周知する。</p>
国際定期便の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米子～上海便(欠航2/11～4/21) ・米子～香港便(欠航2/18～3/28)

地域づくり推進部の対応等

項目	対策内容
公共交通機関に係る対応状況	<p>[新型コロナウイルスへの対応の現状]</p> <ul style="list-style-type: none">○交通事業者において、乗務員や窓口業務等でのマスク着用、咳エチケット、うがい・手洗いなど感染予防策を徹底するとともに、県が作成し配布した外国人向け啓発チラシにより、駅構内やバス車内に掲示するなどして乗客への注意喚起を実施。一部の交通事業者(タクシー、バス)では車両消毒も実施中。 ⇒当面、マスク、消毒液等は事業者が備蓄したもので対応可能。 <p>[今後、新型コロナウイルスが拡大した場合の県の対応]</p> <ul style="list-style-type: none">○国内外の各地域における新型コロナウイルス患者の発生状況、感染予防策、政府の対策等の情報を必要に応じて交通事業者にFAX又は電子メールで情報提供。 ⇒感染拡大の状況を踏まえながら、施設設備の消毒等感染防止措置の要請も検討。
県民向けの注意喚起など感染対策の徹底	<ul style="list-style-type: none">○県庁総合受付、東部庁舎や所管の体育文化施設において、手指消毒薬や案内表示を設置するなどして、来所者への注意喚起を実施。○県庁総合窓口での県民の方からの問い合わせに対応。 ⇒各保健所発熱相談窓口を案内するとともに、感染症情報が得られるとりネット特設サイトを案内。

福祉保健部の対応

(社会福祉施設)

現在の対応

感染症対策として、県内の高齢者施設、障がい者施設に以下の内容を周知徹底。

※高齢者施設関係：428法人
障がい者施設関係：252法人

【対応内容】

＜持ち込まない 持ち出さない 拡げない＞

- 施設に入る際のアルコール消毒(職員、来訪者)
- マスク着用、手洗い、うがい
- 流水による手洗いの徹底
- 職員によるケアの前後の指先の消毒、マスク・エプロン等の着用

※新規入所者、面会者、ボランティア等についても、施設の外部から持ち込まないように、これらに留意。

今後の対応

〔施設利用者〕

○高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けるなど、感染拡大防止に留意。

○通所施設については、利用者の発熱(37.5℃以上)が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

※通所者が感染した場合、その施設は7日間休所

〔職員〕

○施設の職員については、発熱(37.5℃以上)の症状が認められる場合には出勤を行わないこと等を徹底。

※職員が感染した場合、施設の休所については感染経路や勤務状況等を調査の上、判断

子育て・人財局の対応

項目	現時点での対応及び対策内容	今後の状況に備えた対応
保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 休園基準を策定し、市町村等に通知予定 	<ul style="list-style-type: none"> 休園の増加に備え企業等に対し、園児の保護者の在宅勤務の取り扱いについて、配慮するよう呼びかけ
私立中学校・高等学校、幼稚園、専修・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> 休校については、県教育委員会の取り扱いに準じることとし、速やかに情報提供を行う 新型コロナウイルスに感染または疑いの受験者について、選考における配慮を各私学に対し要請 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に対し、児童生徒への不要不急の外出を控える等の感染拡大を防止する措置について協力を要請 各学校に対し、保健所が行う疫学調査に協力するよう、要請
高等教育機関	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに感染または疑いの受験者について、選考における配慮を各機関に対し要請 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関に対し、感染または疑いの学生が発生した場合の報告を徹底するとともに、保健所が行う疫学調査に協力するよう、要請
各施設共通 (入所施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 各施設において、手洗い、マスク等の予防対策の更なる徹底 ホームページやメールマガジン、所管施設でのポスター掲示等による予防措置の周知 	

※所管施設 …… 児童福祉施設(保育所、児童養護施設、児童厚生施設等)、届出保育施設等、私立学校(幼稚園、中学校、高校、専修・各種学校)

※高等教育機関 …… 大学、短期大学、高等専門学校

商工労働部の対応

<現時点での対応状況>

● 企業等への情報提供・対応要請【2月25日実施】

- ・ 職場・従業員に対する感染防止策、感染時の適切な対応
 - 特に、発熱等の風邪症状がみられる社員等の休暇取得推奨（休暇制度等の整備など休みやすい環境整備）
- ・ テレワーク、在宅勤務、テレビ会議等の取り組み
 - テレワークや休暇制度等の整備に活用できる県制度の周知（社会保険労務士等専門家派遣、成長応援補助金等）
- ・ イベント開催の必要性の検討（感染の広がり、会場の状況等を踏まえて）
- ・ 県内での発生及び感染拡大に備えたBCPの周知、検討

※ 2月21日、厚生労働省が商工団体に要請した「風邪症状の際の休みやすい環境整備」「収入に配慮した病気休暇制度の整備」「テレワーク等の積極的活用」についても再度県から県内企業に周知

● 新型コロナウイルス対策のための資金繰り支援（低利率・保証料無料の融資制度の創設）**等** **を実施**【2月14日実施】

<今後の対応>

● 更なる企業等への情報提供及び企業への影響の情報収集

- 国等が更なる対応策（感染拡大防止、経済支援等）をとる場合の迅速な情報提供
- 企業への影響の把握（更なる経済的な対応の必要性の検討）

● サプライチェーンの再構築のための設備投資（ハード）支援【3月6日予定】

● 《事業者向け》新型コロナウイルス対策BCPセミナー開催【2月26日予定@鳥取、米子¹⁶】

*手洗い・消毒の推奨、咳エチケット（参加者のマスク着用）、十分な距離の確保等に留意して開催。

病院局(中央病院、厚生病院)の対応及び要望項目

項目	内容等	備考
患者受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 外来診察室(陰圧)への動線(一般の方と別の動線)の確保 ② 患者受入訓練、防護服着脱訓練及び感染症の専門家による職員研修の実施 ③ 職員の感染対策の徹底 ④ 患者に対して通常の間診に加えて渡航歴や、肺炎症状を有する患者との接触状況等を確認 	
措置入院の準備	<ul style="list-style-type: none"> ① 患者(疑い含む)感染症病床へ受入準備 ② 合併症がある場合は、HCU、EC等の陰圧室を利用 ③ 県内患者が増大する場合に備え、関係機関と連携しながら一部病棟の転用などの準備 	
外国人患者に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ① タブレットによる遠隔通訳(感染防止策を施した状態での動作確認等を実施) ② ポケットクや翻訳アプリによる通訳 ③ 中国語による問診票を1月24日から運用 	
マスコミ等の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民に誤解を与えることのないようマスコミや県民からの問合せに対応する 	
職員の感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務中の感染防止に限らず、プライベートの場面にあっても感染しないよう注意喚起を行った(2月20日)。 ・懇親会や人混みを避ける 	
講演会等の実施又は参加	<ul style="list-style-type: none"> ① 講演内容、参加者、感染防止の確保策が確実にとれるか等の観点から総合的に判断し、必要に応じて中止又は延期する。 	17

教育委員会の対応

項目	対策(案)の内容
健康管理の徹底	<p>児童・生徒、教職員とも、日ごろから健康管理に留意し、風邪や発熱等の症状がみられた場合は、外出を控え自宅で療養するとともに、必要に応じてかかりつけ医に相談するなどして、医師の判断を仰ぐことを徹底</p> <p>※発熱等の症状がある者は出校停止又は自宅待機(医師が指示する間)</p>
り患が疑われる者への対応	<p>感染者と濃厚接触した児童・生徒、教職員は出校停止(医師が指示する間)又は自宅待機(2週間以内)</p>
学校の臨時休業等の方針	<p>(1) 県立高校の場合 生徒に1名でも感染者が確認された場合は、該当学級をひとまず「6日間」の学級閉鎖とする。なお、複数の学級で確認された場合は、該当学年をひとまず「6日間」の学年閉鎖とする。 ※教職員に感染者が確認された場合、関係した学級、授業クラス、部活動等は、ひとまず「6日間」の閉鎖</p> <p>(2) 特別支援学校の場合 児童生徒又は教職員の中に1名でも感染者が確認された場合は、ひとまず「6日間」の学校閉鎖とする。</p>
高校入試への対応	<p>(1) 感染した生徒の受検 新型コロナウイルス感染症に感染している生徒は、医師の許可がおりるまで、受検は認めない。</p> <p>(2) 特別措置による検査等 一般入学者選抜検査(3月5日、6日)又は一般入学者選抜追検査(3月11日)の当日に、感染により受検できない生徒については、再募集入学者選抜検査(3月25日)と同日に、当該生徒が出席している高校での特別措置による検査を行う。(特別措置による検査においては、院内受検も認める。)</p>
その他のイベント等(卒業式・入学式等)	<p>(1) 卒業式・入学式 現時点では、卒業式・入学式については、以下の点に留意の上、実施 ・マスクは可能な限り着用、消毒液の設置、こまめな換気など ・発熱者(生徒・保護者・来賓含む)については、出席は認めない ・可能な限り時間の短縮を図る</p> <p>(2) その他 ・個別に判断</p>

※臨時休業等の方針及び、高校入試への対応については、2月21日に通知済み